

天草市随意契約ガイドライン

天草市総務部契約検査課

制 定 平成20年 4月17日

最終改定 令和 2年 2月21日

1 趣旨

本ガイドラインは、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項各号に定める随意契約事務の公正性、経済性を確保するため、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性及び緊急性の解釈を客観的かつ総合的に判断し決定するとともに、見積書の取扱いの指針とするため作成したものです。

各所管課においては、契約を締結するにあたり随意契約を採用する場合は、本ガイドラインに基づき、根拠条文（施行令第167条の2第1項第1号から第9号まで）、採用した理由、業者を選定した理由を明確にし、関係書類に記録することとします。

2 対象

本ガイドラインの対象は、天草市が締結する全ての契約とします。

※地方公営企業法の適用を受ける発注部署については、『施行令第167条の2第1項各号』を、『地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号』に読み替えるものとします。

3 随意契約とは

随意契約とは、一般競争入札の手続き（指名競争入札においても準用される）によらず、特定の理由等により、特定の相手方を選択して契約を締結する契約方法をいいます。

地方公共団体においては、「売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するもの（地方自治法（以下「法」という。）第234条第1項）」とされ、さらには「指名競争入札、随意契約又はせり売りは政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる（同条第2項）」として、随意契約は一般競争入札を原則とする契約方法の例外とされています。

随意契約には、1者から見積書を徴取する「特命随意契約（1者随契）」と、2者以上から見積書を徴取する「競争見積方式による随意契約（見積合わせ）」があります。このいずれを適用するかについては、法、施行令、業務内容等を基に適正に判断する必要があります。

競争入札においては、原則として価格の競争であり、定められた範囲の価格の中で最低の者と契約することになりますが、随意契約においては、見積書の提出が契約の申込みにあたり、市が承諾することによって契約が成立することになるため、必ずしも価格だけでなく、他の要素を含めて総合的に判断して、市にとって最も有利な条件を提示した者と契約することができます。ただし、最低価格の者以外の者と契約する場合には、その内容を具体的に説明できる公正で明確な理由が必要です。

4 随意契約によることができる場合

前述のとおり、随意契約は地方公共団体にとってあくまでも一般競争入札の例外として認められている契約締結方法であることから、適用にあたっては厳格な判断が必要です。法令等に違反して締結された契約の効力については、法第2条第16項の規定に違反して行った行為として、同条第17項の規定により無効となる場合があります。

以下に、随意契約によることができる場合（施行令第167条の2第1項各号）について詳述しますので、適用する場合の判断の基準としてください。（ここに示すものに該当すれば直ちに随意契約ができるというものではなく、また、ここに示されていないものは随意契約できないというものでもありません。随意契約とするかどうかは契約ごとに慎重に判断するようにしてください）

なお、以下の各号は随意契約ができる場合であって、「1者随契」ができる場合ではありません。1者随契ができるものは、天草市契約規則（以下「規則」という。）第14条第1項各号に該当する場合に限られますので注意が必要です。（次項参照）

第1号 規則に定める金額の範囲内の契約をするとき

【施行令第167条の2第1項第1号】

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号は、少額な契約についてまで競争入札を行うことは、事務量の増大等により効率的な行政運営を阻害することにもなりうることから、契約の種類に応じた一定金額以下のものについては、随意契約によることができるとされているものです。この号を受けて、規則第15条では、契約の種類ごとに随意契約ができる額の範囲を定めています。

普通地方公共団体の規則で定める額(規則第15条)

- (1) 工事又は製造の請負 。 。 予定価格が1件あたり130万円を超えない契約
 - ▶ 印刷物については、製造の請負に該当する。
- (2) 財産の買入れ 。 。 。 。 予定価格が1件あたり80万円を超えない契約
 - ▶ 財産とは、土地、建物等の不動産や消耗品、備品等の動産など一切のものをいう。
 - ▶ 地上権、特許権等の無体財産を含む。
- (3) 物件の借入れ 。 。 。 。 予定価格が1件あたり40万円を超えない契約
 - ▶ 金額は契約予定期間の賃借料総額による。
 - ▶ 複数年の契約の場合は、債務負担行為又は長期継続契約を要する。
- (4) 財産の売払い 。 。 。 。 予定価格が1件あたり30万円を超えない契約
 - ▶ 財産とは、土地、建物等の不動産や消耗品、備品等の動産など一切のものをいう。
 - ▶ 地上権、特許権等の無体財産を含む。
- (5) 物件の貸付け 。 。 。 。 予定価格が1件あたり30万円を超えない契約
 - ▶ 金額は契約予定期間の賃貸料総額による。
- (6) 前記に掲げる以外のもの 。 。 予定価格が1件あたり50万円を超えない契約
 - ▶ 物品修繕、業務委託、役務の提供等が該当する。
 - ▶ 複数年の契約の場合は、債務負担行為又は長期継続契約を要する。

注意

- ◇ 本号に該当させるために、合理的な理由なく、分割して発注するようなことはできません。
- ◇ 随意契約の理由が以降の第2号から第9号までのいずれかと重なる場合は、本号が優先適用となります。(本号に該当する場合は2号以下の適用はありません)
- ◇ 額の範囲内であっても、他の契約方法(競争入札)を排除しているわけではありません。

見積書の取扱い

原則として2者以上の者から徴取しなければならない。(規則第14条)

【予定価格が10万円以下の額の契約は、1者のみの徴取で足りる(同条第1項第3号)】

※注) 予定価格が50万円を超えない額の契約で、随意契約により締結するときは、予定価格調書の作成を省略することができます。(規則第13条第2項第1号)

第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

【施行令第167条の2第1項第2号】

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号は、特殊な技能、技術等を必要とする業務や、契約の目的物に代替性がない場合等で、特定の者と契約しなければ契約の目的を達成することができない場合に適用されます。

【 建設工事 】

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合。
 - ▶ 特殊工法等の新開発工法や、新開発製品を用いる必要がある工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に詳しい者に施工させる必要がある場合。
 - ▶ 文化財の調査、発掘及び補修等で、特殊な技術又は手法を用いる必要があるもの
 - ▶ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある工事
- (3) その性質又は目的が競争入札に適しない場合。
 - ▶ 法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

【 物品・委託 】

- (1) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものである場合。
 - ▶ 不動産を買入れ又は借入れるとき
 - ▶ 特許権等を有する者でなければ契約の履行ができないとき
- (2) 特殊の性質を有する物品を買入れ、もしくは契約について特別の目的があることにより物品の買入れ先が特定されている場合又は特殊な技術を要する場合。
 - ▶ 試験のため工作及び製造をさせ又は物品を買入れるとき
 - ▶ 特殊な規格、品質等が要求されるとき
 - ▶ 住民や地域団体等との協働事業のため、契約の相手方が特定されるとき
 - ▶ コンペ方式やプロポーザル方式等の企画提案型の受託者選定により契約をするとき
 - ▶ リース期間満了後に相当と認められる期間に限って再リースを行うとき
 - ▶ 講演、研究、講座等、特別の能力を目的とする業務を委託するとき
- (3) 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合。
 - ▶ 試験問題の作成、印刷、採点等を委託するとき
- (4) 法令等により価格や契約の相手方が特定されている場合。
 - ▶ 額面価格が定められているはがき、切手、印紙、新聞等を購入するとき
 - ▶ 小中学校用の教科用図書等を購入するとき
- (5) 国又は地方公共団体と契約を締結する場合。
- (6) 入札準備のため、年度当初分を前年度の契約の相手方と契約する場合。

見積書の取扱い

1者からの徴取で処理することができる。(規則第14条第1項第2号)

※注) 法令その他で価格が特定されているものに係る契約、又は国・地方公共団体との契約の場合は、見積書の徴取を要しないとされています。(規則同条第2項第1号)

【施行令第167条の2第1項第3号】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第25項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

この号は、障害福祉の増進など一定の政策目的を達成するために、特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約を締結する場合に適用されます。

適用となるのは次の場合です。

(1) 次に掲げる福祉関係施設において製作された物品を買入れる契約をする場合。

障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、又はこれらに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者、及び認定生活困窮者訓練事業を行う施設

(2) 次に掲げる施設等から役務の提供を受ける契約をする場合。

(1)に掲げる施設等、シルバー人材センター(連合)、及び母子福祉団体

なお、この号を適用して随意契約を締結する場合は、契約方法の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するための手続きとして、規則第15条の2の規定により、発注

の見通し、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を事前に公表し、かつ、契約締結後に契約相手の名称、契約金額及び契約の相手方とした理由等を公表しなければなりません。この公表については、総務部契約検査課において取りまとめのうえ行います。

見積書の取扱い

1者からの徴取で処理することができる。(規則第14条第1項第4号)

※注) 施行令の趣旨により1者からの見積徴取で処理できますが、本号に該当する相手方であっても、当然に1者随契できるものではありません。1者随契とする場合は、その根拠を明確にし、執行(施行)伺い時に決裁を受けてください。

また、契約の相手方が特定される業務でない場合、競争性が確保されるものもあります。他の公共発注との整合性等も充分考慮し、競争性が確保されるものについては、競争入札が可能となることを念頭に、前例踏襲とせず、適正な契約の執行をお願いします。

第4号 新規事業分野の開拓業者から新商品の買入れ等の契約をするとき

【施行令第167条の2第1項第4号】

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

この号は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として、総務省令(法施行規則第12条の3)で定めるところにより市長の認定を受けた者から、新商品として生産する物品を買入れる契約、又は新役務の提供を受ける契約を締結する場合に適用されますが、天草市では本号に関する規則等を定めていないため、本号を理由とする随意契約はできません。

第5号 緊急の必要によるもの

【施行令第167条の2第1項第5号】

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

この号は、緊急の必要により競争入札に付する時間的余裕がない場合に適用されます。

「緊急の必要」とは、天災地変等の予見し得ない緊急事態により入札執行に要する期間が確保できない場合で、緊急の対応を行わなければ市民生活等へ重大な影響を及ぼすなど、見積りの期間等を短縮してもなお競争入札に付する時間がないような場合です。

年度末等の予算執行上の都合や、設計や決裁が遅れて競争入札に付するための期間を確保できない等の理由は対象となりません。

〔 建設工事 〕

緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的余裕がない場合。

- ▶ 災害の応急工事又は未然防止工事を施工するとき

- ▶ 電気、ガス又は機械設備等の故障に係る緊急復旧工事を施工するとき
- ▶ 水道管の破損等により、緊急に行う応急工事を施工するとき
- ▶ 道路陥没等により交通に支障をきたしている場合の応急工事を施工するとき

〔 物品・委託 〕

天災地変等、客観的な緊急の必要により競争入札に付す時間的余裕がない場合。

- ▶ 災害時の緊急物資の購入をするとき
- ▶ 感染症等の発生時に蔓延防止のため緊急に薬品等を買入れるとき
- ▶ システムの障害や、電気、機械設備等の故障に伴う応急復旧などで、緊急に復旧しなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じるとき
- ▶ 公の秩序維持のため、緊急に警備に関する業務を行う必要があるとき
- ▶ 選挙に関する業務など、法令等の規定により業務を行う期間が短く、緊急に調達する必要があるとき
- ▶ 災害の発生等により緊急に調査等を実施するとき

見積書の取扱い

1者からの徴取で処理することができる。(規則第14条第1項第1号)

※注) 緊急に対応が必要な場合であっても、可能であれば複数の業者から見積を徴取するなど競争性を確保するよう心がけてください。
また、著しく不利な価格での契約とならないよう経済的合理性に留意してください。

第6号 競争入札に付すことが不利なもの

【施行令第167条の2第1項第6号】

競争入札に付すことが不利と認められるとき。

この号は、現に契約を履行中、又は履行済みの受託者に履行させた方が履行期間の短縮、経費の節減ができる等、確実に有利であると認められる場合に適用されます。

〔 建設工事 〕

関連工事等を、現に契約履行中の施工業者に履行させた方が、工期の短縮及び経費の節減等が確保できる等、有利と認められる場合。

- ▶ 当初予期し得なかった状況の変化等により追加工事が必要となったとき
- ▶ 打ち切った工事の再起工のとき
- ▶ 本工事と密接に関連する付帯的な工事を施工するとき
- ▶ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮及び経費の削減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき

〔 物品・委託 〕

競争に付すことが不利と認められる場合。

- ▶ 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならぬことになることとなるとき
- ▶ 継続する業務で、新たな者に発注した場合、その業務を遂行するために市に新たな、かつ大きな負担が必要となることとなるとき
- ▶ 契約金額以外の条件が、市にとって不利となることとなるとき

見積書の取扱い

1者からの徴取で処理することができる。(規則第14条第1項第4号)

※注) 本号は見積相手が1者となる場合もあり第2号と類似していますが、第2号は「その者しか履行できない場合」であるのに対し、本号は「履行者が極めて限定されるが唯一ではない場合」に適用されます。

1者随契とする場合は、その理由を明確にし、執行(施行)伺い時に決裁を受けてください。

第7号 時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき

【施行令第167条の2第1項第7号】

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

この号は、ある特定の業者が、市が物品を購入するにあたりその物品を相当多量に保有している、又は工事に必要な材料等を工事現場付近に大量に所有しているなど、他の者に比べて著しく有利な価格で契約が締結できる場合等に適用されます。

一般的には、品質及び性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合よりはるかに有利な価格で契約できる場合をいいます。

「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準を具体的に定めるのは困難であり、「競争入札に付した場合よりはるかに安価」になることの判断も不確定であることから、本号を適用する場合は、市場調査を行うなど、十分な検討が必要です。

【 建設工事 】

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該施工者に随意契約により発注した方が、競争入札による契約と比較して著しく有利な価格で取引が可能と認められる場合。
- (2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業施設又は新工法を利用することとした場合に、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合。

【 物品・委託 】

- (1) 印刷物等で、原版を保有しているため他の者に比べて著しく有利な価格で契約できる場合。
- (2) 発注予定物品等を多量に保有しており、他の業者から当該物品等を納入する場合の市場価格より著しく有利な価格で契約できると認められる場合。
- (3) 特定の業者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合。

見積書の取扱い

原則として2者以上の者から徴取しなければならない。(規則第14条)

※注) 時価に比べて著しく有利であるか否かを比較検討する必要があることから、2者以上の者に見積書の提出を依頼し、価格その他の条件を比較するものとします。

第8号 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

【施行令第167条の2第1項第8号】

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この号において「入札者がいないとき」とは、公告あるいは指名通知を行ったが、通常の状態においてそれに応ずる参加者がなかった場合、又は再度の入札に付したが全ての者が辞退した場合をいいます。また、「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、2回目の入札を行っても落札者がいない場合をいいます。

この号は、あくまでも随意契約できる場合を規定しているものであり、随意契約をしなければならない場合ではありません。この号の状態になっても、時間的な余裕がある場合は、可能な限り、仕様・条件等を再検討し、再度入札をするよう努めてください。

なお、この号により随意契約をする場合は、契約保証金及び履行期限を除き、最初に競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件（材料の規格、品質等や工事の内容を含む）を変更することはできません。（施行令第167条の2第2項）

見積書の取扱い

① 「入札者がいないとき」

時間的な余裕がある場合は、他の業者等を指名して再度の競争入札を行います。

時間的な余裕がない場合は、随意契約のための見積徴取を行います。この相手方は入札に参加しなかった者以外の者で、原則として2者以上とします。

② 「再度の入札に付し落札者がいないとき」

入札を2回行った結果落札者がいないときは、天草市競争契約入札事務等処理要領第3条の規定により処理します。

第9号 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

【施行令第167条の2第1項第9号】

落札者が契約を締結しないとき。

この号は、次に掲げる場合等、入札の結果落札者が決定したにもかかわらず、その落札者が契約を締結しない場合に適用されます。

- (1) 落札者が契約を辞退した場合
- (2) 落札者が倒産等により契約締結ができなくなった場合
- (3) 落札者が所定の期日までに契約の保証を付すことができなくなった場合

この号の場合でも、直ちに次の順位のと随意契約はできません。一般的には落札者を除いた競争入札全参加者に通知し、見積書を徴取することにより随意契約を締結することになります。この場合、既に公正な競争が行われた結果として落札金額が決定しているので、落札金額の制限内（落札金額＝予定価格）での見積合わせとなるほか、履行期限を除き、最初の入札条件を変更することはできません。（施行令第167条の2第3項）

なお、随意契約によることなく指名からやり直して競争入札を行なうことも可能です。この場合は、再度公告（指名通知）入札として、新たに執行（施行）伺書を起すため、入札条件については、当該執行した入札とは別に新たに作成するのが適当であり、予定価格調書についても新たに作成することになります。